

とんだばやし認定調査通信 27号



★認知症高齢者の日常生活自立度のランクを選択する際のポイント★

服薬管理や金銭管理の介助を受けているという状況だけでⅡaやⅡbを選択していませんか？
単に家族が管理を行う＝管理ができないとは言いきれません・・・

- ☒ 調査員テキスト P157 に示されている「見られる症状・行動の例」はあくまで一例です。チェックは「判断基準」に基づき選択しましょう。
- ☒ 特記事項は「家族が内服管理をしている」といった記載だけでなく、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ」が分かるように記載しましょう。

例：(Ⅰ)→入院中のため、看護師による服薬管理、家族による金銭の管理を受けているが、認知機能の低下はあまり見られない。人の名前を忘れる等の物忘れはあるが、調査員への受け答えも支障なく日常生活はほぼ自立している。

注

認知症自立度は2次判定での要介護Ⅰや要支援2の振り分けや、認知症加算(※)などで活用されるので慎重な選択が大切です！



区分	要介護認定等基準時間
非該当	25分未満
要支援1	25分以上32分未満
要支援2・要介護1	32分以上50分未満
要介護2	50分以上70分未満
要介護3	70分以上90分未満
要介護4	90分以上110分未満
要介護5	110分以上

(※)運動機能の低下していない認知症高齢者について、
要介護認定等基準時間が加算されるもの。
→認知症自立度によって一次判定が変わることがあります。

要支援2と要介護Ⅰは基準時間が同じなので審査会においてどちらに振り分けるか判断します。

要支援2と要介護Ⅰは基準時間が同じであるため、「不安定」か「認知症」のどちらかであれば要介護Ⅰとなります。認知症であるか判断する際に日常生活自立度を考慮することが多いです。

※日常生活自立度がⅡ以上にあれば必ず要介護Ⅰになるというわけではありません。